

## 第15回運営小委員会 議事要旨

日 時：平成20年11月27日（木）18時30分～20時30分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

### 議事内容

#### 1. これまでの議論の整理と今後の議論の進め方について

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（徳住委員長代理）** 今後の進め方についてお話し申し上げますので、ご異論やご意見があれば伺いたいと思います。

今日の資料についての位置付けと第二読会の進め方ですが、「資料4」については、武井委員並びに町田行人弁護士のほうでまとめてもらっている「上場会社の監査役に関するコーポレート・ガバナンス・コード」で、この有識者懇談会としての意見の最終的な取りまとめのイメージを提示してもらっています。これに従って第二読会を順次やっていくのかということについて少し議論しました。

監査役のあるべき視点、もっと大きく言えば、グローバルな流れの中でのコーポレート・ガバナンスの在り方が、本懇談会の中心的な議題です。それについて、監査役としてどうかたちで臨むのか、監査役の在り方について、資格等も含めたかたちで取り組むのかという視点を中心に取りまとめています。

「第一」は、総論的なことが整理されています。

「第二」は、第一読会の中で多数回にわたって議論した株主と経営の間での利益相反にかかわる事項です。監査役がどういう役割を果たすべきかについて、第三者割当増資、あるいは買収防衛策等についての議論をしました。その点についての論法を取りまとめました。

「第三」は、これも第一読会で提起された各問題を監査役が対処していくにあたって、監査役が具備しておくべき独立性の問題、資質の問題、あるいはその選任の問題です。

「第四」は、それをサポートする体制、情報収集の体制の問題等について整理しました。これは、またのちほど紹介がありますので、皆さんから意見をもらいたいと思います。

小委員長並びに私ども事務局としては、第一読会で皆様が各監査役並びに本有識者懇談会に非常に期待を寄せられている問題は、関会長から指摘があった中でも特に会社法と金融商品取引法の「ねじれの問題」であろうと思います。

ねじれの問題を大きく解釈すると二つあります。一つは、会社法で監査役が内部統制の状況について監査した結果を監査報告書で報告をし、それが総会に付議されます。一方、

金融商品取引法では、その総会が終わったあと、経営のほうから出す内部統制報告書並びにそれを監査する監査人の監査報告書という問題です。監査役が、内部統制上問題はなかったという報告をしたにもかかわらず、監査人から「重大な欠陥」があったというのが2カ月遅れで出るという話について、監査役としてはその辺りを非常に心配しているという問題です。

時期的な問題、中身の問題も含めて、会社法と金商法で「時期ずれ」が起きる問題については、会計士の努力、あるいは金融庁の法令の整備等を踏まえて、有報の内部統制報告書と監査人の監査報告書を前倒して、会社法で株主に招集通知として送付する事業報告書の中に経営者の内部統制の基本方針に加え、内部統制の運用並びにその結果について何らかのかたちで明確に示します。それを踏まえるとともに、監査役はその内部統制の監査についての報告をするというかたちで、細かい点ではありますが、ねじれの解消に向けた一つの方向性がほぼ示されたと思います。

ただし、関会長からは、金商法の内部統制報告書と、監査人の監査報告書についても総会の付議とすべきではないかという指摘がありました。そこまでの議論並びにその合意については、本有識者懇談会では合意ができていないということがあったのではないかと。この問題について、金融庁の池田様から、「早期に出すことから、インサイダーの問題が生じる恐れがある」との指摘がありました。この問題については、座長から、「第二読会で議論しましょう」という話がありました。本問題については、そのような問題が残っています。

「資料1」あるいは「資料2」等が、この問題について主に整理してもらった部分です。今、事務局で整理していますが、先ほど私が言った点が、少し残っている問題です。

もう一つの大きなねじれの問題は、会計監査人の選任と報酬の決定です。この問題については、各委員からそれぞれの立場での意見があり、大きな方向は出すに至らなかったと承知しています。この問題については、監査役はもちろんのこと、経営者等についても大きな関心が寄せられていますので、第二読会の取りまとめに入る前にもう一度議論をしてもらいます。

文章を「資料4」で整理していますが、その議論を踏まえて「資料4」の文章を整理しながら、その文章の中で、全体としての取りまとめを行っていくという進め方で進めたいというのが事務局並びに小委員長、委員長代理の考え方です。

## **2. 「上場会社の監査役に関するコーポレート・ガバナンス上の留意事項／原則／コーポレート・ガバナンス・コード（仮称）」について**

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（武井委員）** 「資料4」は上場会社の監査役に関するものを最終プロダクツのイメージ案として示したものです。まだ書き始めた段階のもので、これからいろいろな議

論のために、参考になればと思います。全体的には徳住委員長代理のご説明のとおりです。

二つ残っているねじれの問題は、すべて空白の「第五」に書き込んでいくことになると思います。

若干、趣旨を申しあげます。監査役に対してはいろいろな議論があります。機能しているという考えから機能していないという考え方まで様々な指摘があります。いずれにしてもいろいろな制度論、特に監査役の法律改正がこの50年、商法改正、会社法施行とあった中で、依然として機能しているかどうかという議論があるという問題の根底には、現場での監査役の環境、考え方、人選等、なかなか法律や制度ではどうしてもカバーしきれない問題があるのではないかと思います。

そういったことについて、ある程度きちっと世の中に理解してもらいやすいメッセージを示していかないと、50年変わらなかったものは、今後とも、例えまた方向性を一つ出しても変わらないものは変わらないのではないかと思います。そのため、ある程度わかりやすいものを出していく必要があるのではないかと思いますというイメージで、この資料を作りました。

ただ、今は書いている途中です。当然ですが、できるだけ皆さんからの意見等で一致した個所を中心に書きました。分かれた個所をどういうふうを書くかは、また皆さんに議論してもらえればと思います。異論のなかった点について中心的に書いているところです。異論がないと言いながら、実際、「てにをは」に落としてみたときに、いろいろなコメントが出てくるかと思います。

そういった点で、順次作成の作業を進めていきますが、今日は、「第五」の議論に時間をかけるということですので、これをさっと見て、コメントがあれば、ぜひお願いします。まだまだこれは、バージョンが変わっていきますので、忌憚のないコメントをいただきたいと思います。これらの「第一」、「第二」、「第三」、「第四」、「第五」は全て重要だと思しますので、先ほど徳住委員長代理から話していただいたような線で私は考えています。

### 3. 「内部統制報告書等の株主総会提出に関する主な論点(案)」について

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（伊藤専務理事）** 関前会長から問題提起があった、内部統制報告書及びその監査証明を総会の報告事項とするということについては論点を必ずしも挙げてはいません。経営者サイドの問題として挙げるのは、資料1の「1」です。「金商法上の経営者の内部統制報告書又は外部監査人の監査報告書に記載される『重要な欠陥』が判明している場合には、定時株主総会において、経営者がその内容等を説明すべきか」という論点を掲げています。

これは、結局、総会で報告事項として開示して、それで株主の議決権行使の参考にする

ということではありません。むしろ、期末時点での内部統制報告書及びそれに対する監査証明というのが、監査役ないしは監査役会の監査報告書の作成後に出てくる場合の時期のずれによって生ずる問題の中で、特に問題になるのがこの「重要な欠陥」問題です。

この「重要な欠陥」が事業報告を作成するまでにあった場合の問題、また、それに対する監査報告書をどうするかということを書いています。これについては特に実務上の問題として、ここで議論する内容と思っています。

ただ、「1の(4)」として、「金商法上の内部統制報告書及びその監査証明は、株主総会に提出させるまでの必要はなく、事業報告及び監査報告において指摘すれば足りる」という意見もありました。事業報告の中で記載することを通じて内部統制報告書の中身を事業報告の中に反映させるということです。立法上の問題もあり得ますが、当面、関係諸団体で、「ひな型」を作成してそのような運用の普及を図るという方法もあるのではないかと提言がありました。これが「1」です。

事業報告が作成されたのちに、「重要な欠陥」が発覚した場合の取り扱いについては、例えば、ウェブ修正等の方法で開示するかどうかの問題があると思います。しかし、開示しないまでも、それに関しては最終的に株主総会において経営者から説明をすべき事項になっているのではないかと論点です。

「3」は、「会社法上の内部統制の運用状況についても、事業報告に記載すべきか」についてです。これは、金商法の内部統制報告書及びその監査証明を総会にかけるとということではありません。それに掲げられているような内容、特に事業報告については、内部統制システムの取締役会決議の内容の概要しか今は記載されるようになっていません。これに関して、運用も含めて記載をすべきではないかという意見があったかと思います。

「4」は、「有価証券報告書・内部統制報告書及びその監査報告書については、現在の実務上の取扱いよりも早期に提出されるべきか」についてです。これに関しては、2頁の一番上にあるように、「適切な情報の早期開示という観点から、総会日以降でなければ財務諸表等を公表できない現状を改めるよう金融庁に要望したい」という要請がありました。これについては金融庁の三井課長から、「前向きに検討する余地は十分にある」という発言があったかと思います。

一方、監査役サイドの問題としては、事業報告に「重要な欠陥」の記載があった場合に、監査役会の監査報告書においてどうするかという問題があります。その記載の方向の問題は、監査役協会から「監査報告書のひな型」等で示していくべきではないかということでした。

次に、監査報告作成後内部統制報告書作成時あるいは総会開催日までに「重要な欠陥」が判明した場合、これに対して監査役がどう対処するかです。この場合は、経営者と監査人の間での意見の対立があった場合と、それ以外の場合ということです。

それに関して、監査役としてどう取り扱うかですが、いずれにしても経営者は総会当日、監査人の「重要な欠陥」に対する指摘があれば、それについて説明をするということが出

てくるのではないか。監査役も必要に応じて説明する場合もあり得るかということです。

それぞれの発言の趣旨等については「資料2」に書いています。「資料2」は、関前会長の問題提起に対して、武井委員のほうで論点を整理した項目に沿ったかたちで、皆様のご意見の確認の意味で出しているものです。

#### 4. 意見交換

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 少なくとも「重要な欠陥」が指摘されたら、それを隠しておく必要はないし、隠すべきでもない。それは、事業報告なり監査報告できちんと書けばいいというだけのことではないか。内部統制報告書自体を株主総会に提出する必要性はないのではないか。
- ・ 強制しなければ重要な欠陥について説明がされないことも考えられる。「強制ではない」という点についてどう対応するのか。不祥事防止のための対策としてどう考えるのかということではないか。
- ・ 内部統制報告書がもうできあがっていて、監査証明も付いている場合、「できあがったのであれば、何も総会まで寝かせておかないでもっと早く出すことは可能ではないでしょうか」ということをどう考えるかについて、あくまでも金商法上は、「有価証券報告書と併せて内部統制報告書を出してください」ということしか求めておらず、総会などの場で知らせるやり方はいろいろあると考えられる。それを金商法で何か強制するという議論は今のところされていないが、そういう要請があった時点で検討すべしということである。ただ、会社法との関係もあるので、よく議論する必要があるのではないか。
- ・ 基本的には、経営者が内部統制報告書の作成をして、有価証券報告書にかかわる財務決算のプロセスについても監査ができる状態にして監査をやることができれば、当然内部統制監査報告書も出せる状態になるのではないか。監査人の立場としては、会社に対して「できるだけ内部統制報告書を早く作ってください。監査できるようにしてください」と言うということではないか。
- ・ 少なくとも現状は、有価証券報告書を監査人に渡すのは6月の中旬であり、実務的にはそれぐらいのペースでも、四苦八苦してやっている状況である。作成の早期化を考えるうえでは、実務との兼ね合いも考慮する必要があるのではないか。
- ・ 決算短信が大体5月の連休前後に公表されることからすると、その段階においては少なくとも決算数値に関する「重要な欠陥」は、はっきりしているのではないか。もちろんその段階でかたちとしての内部統制報告書ができているかどうかは分からないが、実質的には監査人との間での内部統制報告はそこで終わっているのではないか。
- ・ 大まかなところは会社側でできているし、大まかなところは監査人にも大体監査してもらおうが、最終的に監査報告を書けるようになるためには、やはり有価証券報告書も含めて100%そろわないとできないのではないか。会社側としては、決算発表の時点

で、「少なくともこの段階で重要な欠陥として把握しているものはない」ということは言えるが、一方、監査人が、100%資料がそろっていないのに監査意見として言えるかという、少し立場が違うのではないか。

- 米国の経験では、重要な欠陥が存在するかどうかについては、経営者は、決算日時点でほぼ把握している。米国において重要な欠陥として最も多いのは、会計方針の適用の誤りであり、次いで職務分掌が不明確なことである。少なくとも決算日時点で判明している重要な欠陥については、それを早期に開示する必要があるのではないか。また、把握した問題に対して経営者がどう対処するのかを協議し、監査役も合意するのであれば、重要な欠陥ではないと判断することも可能ではないか。初年度にはそうした対応が難しいこともあり得るが、2年目以降に制度が落ち着いていく中でそうした対応が図られるかどうかポイントになるのではないか。
- 今回の全体の議論としては、2年目、3年目、さらには中期的に見てどうするかという基本を忘れるべきではないのではないか。今できているから、あるいはできないからという議論は、とりあえず置くべきではないか。
- 現状、有価証券報告書が完成するのは6月中旬であることが多いと思われるが、多少前倒しすることは実務的には可能ではないか。有価証券報告書の作成を早めるだけのニーズまたはインセンティブがあれば、当然のことながら、更なる前倒しが行われることが可能ではないか。
- 内部統制については、一つひとつの積み上げであり、事業年度の中で日常的に見ていかななくてはいけないもので、ある時点で初めていいか悪いかを判断するというものではない。日頃から会計監査人との間でいろいろな議論をする中で、内部統制上、重要な欠陥等の問題があるのかないのかについては、期末時点で、100%ではないにしても、大方分かっている必要があるのではないか。そのために、今後の方向性として監査役と経営者と会計監査人が具体的に連携を深めていくことが重要ではないか。
- 重要な欠陥の開示を会社法でも規定することが難しいのであれば、例えば、監査報告や事業報告のひな型を整備して対応することも考えられるということだったのではないか。
- 「重要な欠陥」としてわかっているものについては、現行法の解釈上、恐らく会社が「対処すべき課題」というかたちで、事業報告の記載事項になるはずではないか。経営者が、それを書かなければ、監査役の事業報告監査の中で、書くべきものを書いていないという指摘をすることになるのではないか。問題となるのは、「金商法的には重要な欠陥があるけれども、事業報告に載せるほどではないと思った」ということが、経営判断としてあり得るかどうかだが、重要な欠陥が指摘されても、経営者が、これは是正ができる重要な欠陥だと思っているなら、わざわざ書かなくてもいい課題だという経営判断もあり得るのではないか。実務的な線引きは難しい部分だが、適切な開示がされるための保障や最後の歯止めとなるのは、やはり監査役だということではな

いか。

- ・ 東京証券取引所では、初年度ということもあり、実際の例を見てみないと、重要な欠陥について、はっきりした開示の目安がなかなか出せないということで、初年度は開示対象としていない。

## 5. 「『ねじれ問題』検討のアプローチ（案）（修正1）」について

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（伊藤専務理事）** 「『ねじれ問題』検討のアプローチ」として、案を提示しました。一つは、現状でどう考えていくかということです。その一点目としては、国会の附帯決議があることを踏まえ、これに真摯に応えていくことで異論はないかということです。

二点目は、わが国の状況は、いわゆる「ねじれ」が存在し、何らかのかたちで解決していく必要があるという理解で異論はないかということです。

三点目は、会計監査人の選任議案の決定手続きについてですが、委員会設置会社の場合、選任に関しては監査委員会が議案提出権を持っています。そういう意味で、今の法制のもとでは、委員会設置会社と監査役設置会社の間に差異を設けていますが、これを解消していく方向で考えることで異論はないかということです。

四点目は、監査役監査の実効性確保、あるいは監査環境の整備のために、取締役や取締役会は、必要な体制整備に留意する義務があるので、仮に監査役サイドに選任議案の決定権が与えられたときに、それに関連する情報等を提供していく体制を整備する義務があるのではないかということです。

こうした認識をもとに、仮に解決の方向を探る場合、どういった案があり得るのかということで提示しました。第一案は、選任議案の決定権と報酬の決定権をともに監査役会に持たせるべきだということです。これは会計士協会が主張し、関前会長も提示している案です。

第二案は、第一案について、報酬決定権は経営者の同意を要件とし、選任議案決定権は、現行の監査委員会と同様、監査役会の単独権限とするということです。こういう方法も考えられます。

第三案は、選任議案の決定権については監査役会に持たせますが、報酬決定権については現状維持ということです。

ここにはありませんが、選任議案及び報酬決定権の両方を仮に監査役会等に預けた場合に、取締役会に同意権を留保するという案も提示されていました。

3番目は、そういう権限を監査役会等に持たせる場合の解決策として、監査役の専門性や監査体制を整備していく必要があるということです。一つ目としては、監査役のうち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上置くことを義務付けるかどうかという問題があります。

二つ目は、監査役の実効性確保という議論がありましたが、監査役会に決定権を持たせることに伴い、監査役会の決議機関としての機能を強化するという観点から、社外監査役を「過半数」とすることで考えてはどうかということです。

三つ目は、監査役会の議長は、社内出身ではなく、社外の監査役のほうが望ましいという意味から、議長については、その旨を、法改正ではなく、開示事項とすることではどうかということです。

解決策の3番目は、その他の検討事項です。一点目は、財務・会計の知見を有する者の選任、社外監査役の過半数の選任など、人的手当てについては、やはり相応の経過措置が必要ではないかということです。

二点目は、監査役が連結ベースでの監査情報を的確に収集できるようにするために、子会社調査権及び会計監査人に対する報告請求権の対象に、連結子会社の会計監査人を加える必要はないだろうかということです。

これは、あくまでも私ども事務局が検討した中で出てきたものですので、自由に議論してください。

## 6. 意見交換

説明後、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 仮に、選任権と報酬決定権を監査役に与えたとしても、特に報酬決定については、執行部が全く関与せず、監査役会と監査法人の間で決められるかということ、実務的に無理があるのではないか。
- ・ 監査役と会計監査人だけで報酬を決定できるわけではなく、経理部や内部監査部門など、いろいろな部門の人たちとのコミュニケーションの中で決めていく部分が相当ある。経営者側と会計監査人側のそれぞれの説明をよく聞いたうえで、最終的に決定するのは監査役であるという構図にすることが必要とされているのではないか。
- ・ 現状の同意権が機能していないという実態があるのか。仮にそうだとすれば、まず、なぜ機能しないのかを考えることが必要ではないか。制度だけを変えても実態は変わらないのではないか。
- ・ 学術的な観点からは同意権と決定権に大きな違いはないといった指摘や契約自由の原則の問題ではないかとの指摘もあるところだが、こうした点についてはどのように考えられているのか。
- ・ この問題が俎上に上がってきた経緯の主たる論点は、「グローバルな中であって、被監査人が監査人に対して報酬の決定、あるいは選任をするという話が利益相反に当たるかどうか」ということであり、現在の状況が利益相反に当たらないとはいえないのではないか。
- ・ 会計監査人については、監査業務を独占することが法律で保障され、そのための資格制度がわざわざ設けられているにもかかわらず、その有資格者が本来の業務をする際

に「監査をする対象者に報酬の決定権を握られていると満足な監査ができません」ということを所与の前提として議論が行われるのはいかなものか。「ねじれ」の問題は、専門家である会計監査人の自覚と矜持の問題ではないか。

- ・ 監査意見を表明するにあたり、現実には経営者と意見が対立することは、しばしばあるが、「契約は自由だから、辞めればいいではないか」ということでは制度として機能しないのではないか。また、決算の数字を巡り、いろいろと訂正を求めることもある中で、報酬の決定や選任について言及されながら、「会計監査人の矜持で対応せよ」ということだけでは制度は機能しないのではないか。
- ・ ガバナンスに関して、海外からも厳しく姿勢を問われている中であっては、利益相反にある現状は早急に正すべきではないか。
- ・ 監査報酬の算定にあたっては、積算方式が採られており、その内容の合理性を判断するうえで「この監査はやめてくれるか。ここの部分は金を出せないよ」というような状況になるのは適切ではないことからすれば、報酬の最終決定権を持つのは経営サイドではなく、監査役であるべきということになるのではないか。
- ・ 市場の番人である監査人に対して相応の報酬を払うのは、上場会社の宿命であり義務である。報酬を巡る交渉は当然あるが、その交渉の相手は、監査意見を出す相手であってはならないのではないか。今の仕組みは、全くもって茶番であり、制度そのものが重要な欠陥とさえ言えるのではないか。現場の公認会計士は同意権と決定権では大きく異なることを感じている。
- ・ 監査役として今できるかできないかではなく、今後できるような体制にどう持っていくか、それにはどういう理由付けがあるかということが重要ではないか。監査報酬を払う者監査を行う者の報酬と人選を決めること自体、諸外国の例から見て違和感があるのは間違いないと思われるのであり、これを今後どうするかは大きな問題である。体制の整った会社では同意権も決定権も大きな違いはないかもしれないが、そうではない会社では違いがあるのではないか。同意権といっても、監査役としては、実質的にはほとんど何も判断していない、あるいはできていない会社もあり得るが、これが決定権であれば、監査役自らがいろいろと調査しなければならず、会計監査人からの情報も含め、いろいろな視点から判断する必要が出てくるのではないか。
- ・ 様々な会社がある中で、決定権にしたとしても対応できない会社もあるのではないか。こうした会社にどう配慮するかも真剣に議論する必要があるのではないか。こうした会社では逆の意味で同意権であろうと決定権であろうと同じということになってしまうのではないか。
- ・ 仮に、会計監査人の選任権については監査役が主導権を持ったとしても、報酬決定権は取締役との共同決定とするか、少なくとも同意権を取締役会に残すべきではないか。
- ・ 監査役の特長性と監査体制に関して、社外監査役を過半数にするというのは、実態から考えても無理があるのではないか。

- ・ 監査役のうち「過半数」を社外監査役とすることや、監査役会議長を社外監査役にするといった提案は、ねじれの問題を検討することと直接的な関係はないのではないかと。
- ・ 絶対的に付随した問題ではないが、監査役が決定権を持つ場合には、より独立性を高める必要性もあり、その観点からの提案である。

以上